

## 第1章 資源の循環的な利用

### 第1節 廃棄物の減量と資源循環の推進

#### 1 ごみの発生抑制の推進

##### (1) 食品廃棄物の削減の推進

食品ロス（本来食べられるのに捨てられる食品）の削減を始めとする食品廃棄物の減量・再資源化を推進するため、環境・身体・家計にかしこいライフスタイルであるスマート・フードライブに関する市民意識の向上に取り組んでいます。

##### ア 食品ロス削減のためのリーフレット作成

平成30年10月に、食品ロスを減らす工夫などをまとめたリーフレット「STOP！食品ロス3きりのススメ」を作成し、市内の各世帯に配布したほか、周知啓発に活用しています。

##### イ 食品ロス実態調査

(ア) 実施日 平成31年1月31日（木）

(イ) 作業場所 南部クリーンセンター

(ウ) 調査対象地域 市内4地域

(エ) サンプル収集方法

軽ダンプ車でごみステーションからの収集

(オ) 調査結果

試料重量	食品廃棄物	食品ロス	うち直接廃棄	うち食べ残し
631.32 kg	267.38 kg (42.4%)	90.28 kg (14.3%)	55.78 kg (8.8%)	34.50 kg (5.5%)

##### ウ フードライブの実施

市主催行事等に併せて、フードドライブを3回実施しました。条件を満たした食品（調味料やレトルト食品など）301点を受け付け、NPO法人フードバンク香川に提供しました。

##### エ 食品ロスに関するアンケート調査

令和2年2月に、食品ロスに関する市民意識や取組状況を把握するため、市民アンケート調査を実施するとともに、事業者の意識や食品ロス発生状況・対策など、市内事業者の実態を把握するため、事業者アンケートを実施しました。

・食品ロス認知度 92.2% ~食品ロスに関する市民アンケートより~

##### オ 冷蔵庫収納術講習会

専門家による冷蔵庫収納術講習会を開催し、各家庭で食材を適切に管理し、無駄なく使い切るような冷蔵庫の整理方法について啓発を行いました。

##### (2) プラスチックごみ削減の推進

##### ア プラスチックごみ対策

世界的な問題となっているプラスチックごみを削減するため、市民に対してごみの発生を抑制する2Rを中心とした情報発信に加え、令和2年7月からのレジ袋有料化に向け、レジ袋を利用しないマイバッグ持参を推進するなど、過度にプラスチック製品に頼らないライフスタイルに向けた周知啓発を行っています。

## イ レジ袋等の削減推進

### (ア) レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に効果がある、レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体及び市の三者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、市民に対し、買い物袋の持参を呼び掛けるなど、協働してレジ袋の使用量削減に取り組んでいます。

令和2年3月末現在の状況

協定事業者 11事業者（38店舗）、協定市民団体 6団体

### (イ) レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞1点、佳作2点を選定し、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター（愛称 エコバッくん）」としました。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター  
(愛称 エコバッくん)

## (3) ごみに対する意識の啓発

### ア ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクター

平成3年度に一般公募により、ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクターを選定しました。各種の印刷物やごみ収集車両等に使用し、市民にごみの減量・資源化を呼び掛けています。



ごみ減量・資源化  
シンボルマーク



シンボルキャラクター  
(愛称 カンクルちゃん)

## イ ごみ処理・リサイクル施設見学会

各処理施設において、小中学校や各種団体等の見学者を随時受け入れて、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めていただいています。

## (4) 3Rの普及啓発

ホームページや広報紙等で、3R（Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用））の普及啓発に努めています。

## (5) 生ごみ減量化助成制度

### ア 生ごみ堆肥化容器購入補助制度

生ごみを、微生物の働きで発酵・分解し、堆肥に変える生ごみ堆肥化容器を購入する市民に対して、購入価格の2分の1以内、1基3,000円を限度として、1世帯につき2基まで補助していましたが、一定の効果が得られたことから、令和元年度をもって廃止しました。

## イ 生ごみ処理機購入補助制度

微生物の活動又は乾燥装置により、生ごみを消滅、又は減量する機械式の生ごみ処理機（ディスポーザー型のものを除く）を購入する市民に対して、購入価格の5分の2以内、1基16,000円を

限度として、1世帯につき1基分を補助していましたが、一定の効果が得られたことから、令和元年度をもって廃止しました。(巻末資料115P <資料13>)

(単位：基)

**生ごみ処理機等補助基数**

区分	R1	累計
生ごみ堆肥化容器	84	28,413
機械式生ごみ処理機	41	6,755

## 2 ごみの減量と再資源化の推進

### (1) 紙資源のリサイクルの推進

#### ア 雜がみ回収袋によるモデル事業とその検証を踏まえた周知・啓発

紙類のリサイクルを進めるため、平成26年8月から10月にかけて、市衛生組合連合会の協力により、家庭から出る燃やせるごみの中から紙資源を回収する事業をモデル的に行いました。そのモデル事業での組成分析から、年間1,200tの資源化できる紙製容器包装が、家庭からの「燃やせるごみ」として、回収・焼却されていると推計できることが分かりました。

このような結果を踏まえて、紙ごみの中でも特に分別が複雑で分かりにくい紙製容器包装の分別・出し方について周知・啓発を行い、紙類のリサイクルを推進しています。

#### イ 香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業

事業系一般廃棄物のうち、紙ごみのリサイクルの促進を図るにあたり、平成29年度に、香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業推進協議会を設立(平成29年9月28日から平成30年3月23日まで)し、県、市、紙ごみ回収事業者及び紙ごみ排出事業者の相互協力の下、高松市中心市街地における紙ごみリサイクル促進モデル事業を実施した。

モデル事業の実施に当たっては、青森県が実施しているオフィス町内会方式を参考とした。

立地条件(※)	モデル事業実施期間	回収量(kg)					備考
		段ボール	新聞紙	雑誌	シュレッダー屑	計	
A排出事業者(ビル)	良い	12月27日～8週間	170	80	100	210	560回収日数 12日
B排出事業者(ビル)	普通	2月3日～4週間	50	60	10	30	150回収日数 4日
C排出事業者(ビル)	悪い	2月14日～3週間	1	18	0	26	45回収日数 3日
計		221	158	110	266	755	

※ モデル事業実施時の回収作業において交通の支障にならないよう十分な空きスペースの有無や紙ごみの集積場所の確保の見込みの有無

### (2) 小型家電等リサイクル推進事業の実施

使用済小型家電には鉄や銅、金や銀といった有用な金属が多く含まれており、都市にある鉱山という意味で「都市鉱山」とも呼ばれています。平成25年10月から、小型家電リサイクル法(「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」)の施行に伴い、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」として、家庭で使用済みとなった小型家電21品目の回収・リサイクルを実施しています。令和元年度は、3,010.9kgの小型家電を回収しました。

### (3) 溶融スラグの再利用の促進

平成25年4月1日、南部クリーンセンター焼却施設で発生する溶融スラグの円滑な利用を図ることを目的とした「高松市溶融スラグ利用ガイドライン」を定め、工事用資材として試行利用

しています。

溶融スラグとは、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300°C以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもので、近年、建設・土木資材としての積極的な活用が進められています。本市でも、高松市が発注する道路、河川（水路）、下水道工事等の一般土木工事にガイドラインを適用し、溶融スラグを利用することで、最終処分量の削減に努めています。

#### (4) 地球にやさしいオフィス・店登録制度の推進

##### ア 「地球にやさしいオフィス」登録制度

ごみ減量・資源化に取り組む事業所を「地球にやさしいオフィス」として市に登録する制度を平成4年11月1日から発足させています。登録事業所は「地球にやさしいオフィス」の名称や、ごみ減量・資源化シンボルマーク、シンボルキャラクターを使用できます。

平成21年4月に事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取組もあわせた登録制度に変更し、新たな「地球にやさしいオフィス」登録制度として申請を受付し、市から登録ステッカーを交付しています。登録したオフィスは本市のホームページ等で公表しています。

令和2年3月末現在登録状況 事業所数 116事業所

##### イ 「地球にやさしい店」登録制度

平成6年2月1日から地球にやさしいライフスタイル普及のため、包装の簡素化、再生品の販売などに取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録し、環境に配慮した消費行動への協力を呼び掛けています。

平成21年4月に事業系一般廃棄物の減量・資源化と温室効果ガスの排出抑制の取組もあわせた登録制度に変更し、新たな「地球にやさしい店」登録制度として申請を受付し、市から登録ステッカーを交付しています。登録した店は本市のホームページ等で公表しています。

令和2年3月末現在登録状況 店舗数 130店舗

#### (5) 事業系一般廃棄物の減量対策の推進

##### ア 「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出

事業系一般廃棄物の減量及び資源化を推進することを目的として、平成21年10月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めています。

令和元年度提出事業者数 315事業者

##### イ 事業系廃棄物減量・資源化優良事業者表彰制度

平成23年度から地球にやさしいオフィス・店及び多量排出事業者を対象に、事業系廃棄物の減量・資源化及び温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組み、効果をあげている事業者を「エコシティたかまつ優良事業者」として表彰するとともに、ホームページ等にその取組を公表しています。令和2年度までの累計で、16事業者を表彰しました。

#### (6) 家庭系ごみ有料化事業の推進

本市では、平成12年7月から、将来に向かってリサイクルシステムを拡大・発展させ、資源循環型社会の形成を図るため、現在の収集体制に移行しました。その結果、資源物回収量は増加し、焼却、埋立ごみが減少し、ごみ処理施設への負担を軽くするという成果をあげました。

また、平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理に係る負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料指定収集袋

による回収を開始し、家庭系ごみの減量に大きな成果を得ました。平成20年には一般廃棄物処理基本計画を策定し、4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一しました。有料指定収集袋については、大(40ℓ)、中(30ℓ)、小(20ℓ)、特小(10ℓ)の4種類で運用していましたが、高齢者の単独世帯等ごみの排出量が少ない世帯を念頭に、さらに小さい袋の導入を求める意見があつたことや、他市の状況、費用などを踏まえ、平成28年3月29日に条例を改正し、新たに特小の半分程度のサイズである超特小(5ℓ)の導入により、5種類での運用とし、同年10月1日からその販売を開始しました。

#### (7) ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの作成

ごみ分別ガイドブックは、平成12年度のごみ新収集体制への移行に伴い、ごみの分別・排出方法等を啓発するため、新たに製作し、全世帯に配布したもので、平成16年10月からの家庭ごみの有料化に伴い、改訂版を製作し全世帯に再配布しました。その後、平成20年4月の合併6地区の収集体制統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布したほか、転入者等にも要望に応じ隨時配布しています。

平成23年度に見やすさ、検索のしやすさなどを重点に全面改訂し、市内全世帯に配布するとともにホームページにも掲載しました。

また、ごみ収集カレンダーを各地区ごとに製作し、市内の自治会等を通じ、毎年配布しています。

#### (8) ごみ分別アプリの配信

平成28年11月1日から、ごみ減量・再資源化に向けた新たな取組として、スマートフォンやタブレット端末の利用者向けに、「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ収集カレンダー」の情報を始め、ごみ出し通知機能やごみの品目別の検索機能を有した「高松市ごみ分別アプリ」の配信を開始しました。広報たかまつや市ホームページを使って周知したほか、市民課や各総合センター・支所・出張所、コミュニティセンター等にもポスターやチラシを配置して継続的に周知し、登録・利用者の拡大を図っています。なお、令和2年4月1日現在の登録・利用者数は、14,870人となっています。

#### (9) グリーン購入の推進

市の業務活動において必要となる物品等の購入に当たり、環境物品等の優先的な購入の推進に努めました。(巻末資料115P<資料14>)

環境物品等の調達実績

実績	R元
総購入数	828,416点
環境物品の割合 (品目数割合)	95.7% (93.7%)

## 第2節 廃棄物の適正処理の確保

### 1 適正処理の確保

#### (1) 廃棄物処理施設

一般廃棄物中間処理施設（南部クリーンセンター、西部クリーンセンター）や最終処分場では、法規制値等を遵守した施設の維持管理により、安定操業・安全運転に努め、適正にごみ処理を行っています。

このような中、西部クリーンセンターでは、施設の老朽化に対応し、長期安定的な処理を確保するため、平成27年7月から平成30年3月にかけて、焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、発電機の増強や省エネ機器の導入により、施設運転に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、バグフィルタの導入等公害防止機能の向上を図りました。

また、破碎施設については、平成29年9月から令和元年8月にかけて、基幹的設備改良工事を実施し、老朽化した施設の機能保全と長寿命化を図りました。

また、平成28年5月、高松市南部クリーンセンター埋立処分地第3区画整備工事が竣工しました。

#### (2) ごみ処理施設の状況

##### ア 中間処理施設

###### (ア) 南部クリーンセンター

###### (ごみ処理施設)

300 t / 24 h (100 t / 24 h × 3基)

- 平成16年3月竣工、事業費 13,936,062千円

###### (廃棄物再生利用施設)

70 t / 5 h (破碎系統 : 35 t / 5 h ・選別系統 : 35 t / 5 h)

- 平成15年3月竣工、事業費 3,953,250千円



南部クリーンセンター

###### (イ) 西部クリーンセンター

###### (焼却施設)

280 t / 24 h (140 t / 24 h × 2基)

- 昭和63年3月竣工、事業費 6,557,496千円

- 基幹的設備改良工事

平成30年3月竣工、事業費 6,085,800千円

###### (破碎施設)

100 t / 5 h (5種選別)

- 平成9年3月竣工、事業費 4,841,000千円

- 基幹的設備改良工事

令和元年8月竣工、事業費 1,004,400千円



西部クリーンセンター

##### イ 保管施設

###### (ア) 南部クリーンセンターストックヤード

(一時的保管施設) 保管容量 (300m<sup>3</sup>)

## ウ 最終処分場

- (ア) 南部クリーンセンター埋立処分地(巻末資料115P <資料15>)  
昭和54年9月供用開始  
埋立容量 472,200m<sup>3</sup>、事業費 691,096千円（汚水処理施設、用地費を含む。）  
令和元年度埋立量 6,929 t  
残余容量 74,715m<sup>3</sup>（令和2年3月31日現在）
- (イ) 高松市一般廃棄物陶最終処分場 第3処分地（第1期）(巻末資料115P <資料16>)  
平成26年3月供用開始  
埋立容量 174,000m<sup>3</sup>、事業費 1,334,280千円  
令和元年度埋立量 6,462 t  
残余容量 136,130m<sup>3</sup>（令和2年3月31日現在）

### （3）災害廃棄物処理体制の整備

高松市では、南海トラフ地震など大規模災害により発生する災害廃棄物を、より迅速かつ適切に処理できるよう、平成29年3月に「高松市災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、令和元年7月には、災害時の具体的な行動等を規定した「高松市災害廃棄物処理行動マニュアル」を策定しました。

本計画では、災害廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等により、その減量が図られるよう、適切な配慮を行うことなどを、処理の基本的な考え方としています。

### （4）一般廃棄物適正処理の推進

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理に関し、長期的かつ総合的な視点に立ち、計画的な推進を図るための基本的な方針等を明確にするため、平成30年3月に「高松市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画には、一般廃棄物の排出抑制及び一般廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

### （5）廃棄物処理施設の適正処理のための調査・指導

市内の廃棄物処理施設が適正に維持管理されるよう、立入検査を行うとともに、苦情に対して、適切な対応を行っています。

### （6）産業廃棄物適正処理の推進

収集運搬業、処分業と処理施設の許可事務を行うほか、排出事業者と処理業者に対する適正処理の指導、不法投棄等に係る調査・指導を行うなど、適正処理の促進に努めています。

#### ア 産業廃棄物の種類と処理

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥、がれき類、鉱さい、金属くず、廃プラスチック類など20種類が産業廃棄物とされ、「排出事業者は、自ら責任を持って法令に定める基準に従って適正に処理しなければならない。」とされています。

処理に当たっては、大気や水質の汚染を始め、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じることとされており、有害物の処理施設や一定の規模・能力の処理施設を設置する場合は許可が必要となっています。

なお、処理を業者に委託する場合は、委託する業務の許可を持っていることを確認し、許可証のコピーを添付した書面による契約を締結するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を

交付して適正処理を確認するなどの委託基準に従うこととされています。

#### イ 産業廃棄物処理業の許可状況（令和2年3月31日現在）

(ア) 収集運搬業（高松市内で収集運搬が行える）

- ・産業廃棄物収集運搬業 143 業者

- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業 16 業者

(イ) 処分業（高松市内に処理施設がある）

- ・産業廃棄物処分業 46 業者

- ・特別管理産業廃棄物処分業 3 業者

(ウ) 産業廃棄物処理施設の設置状況（令和2年3月31日現在）

処理施設の種類	施設数
汚泥の脱水施設	8
焼却施設	6
破碎施設	28
最終処分場	2
合 計	44

(エ) 苦情処理件数

不適正処理による生活環境の汚染の未然防止を図るため、県、警察等関係機関との密接な連携を図りながら、周知啓発、パトロール、監視カメラなどにより不法投棄や野外焼却等の防止に努めています。

年度	不法投棄	野外焼却	保管	その他	合計
H30	19	19	9	10	57
R 1	5	19	4	17	45

#### (7) 資源ごみ持ち去り防止対策の実施

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成21年4月1日に制定し、ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールや、広報等により市民に注意喚起の啓発を行いました。

## 2 し尿の適正処理の推進

### (1) 汚水処理施設共同整備事業の推進

し尿等処理については、昭和62年から高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターで本市と同事務組合構成の近隣9町で収集されたし尿等を全量処理することとなりました。

平成17年度の市町合併から、18年3月31日に同事務組合が解散したため、本市が衛生処理センターの管理運営やし尿等処理事業を引き継ぐとともに、三木町、綾川町のし尿等も事務受託により合わせて処理してきました。

このような中、衛生処理センターは老朽化等のため、28年度末で廃止し、29年度からし尿等の全量を衛生センター（朝日町）から東部下水処理場に移送し、下水との共同処理を本格的に開始しました。

### (2) し尿処理施設の状況等

#### ア 衛生センター

所在地 高松市朝日町五丁目5番56号

敷地面積 3,378.45m<sup>2</sup>

(受入棟、管理棟)

貯留能力 1,500 kL

工 期 平成7年7月20日（着工）～

平成9年3月7日（竣工）

（前処理施設）

処理能力 378kL／日

工 期 平成26年12月22日（着工）～平成28年3月15日（竣工）

#### イ 令和元年度し尿等処理量（高松市）

（巻末資料115P＜資料17＞）

（単位：kL）

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
R元	10,708	37,999	48,707

#### 衛生センター



#### ウ 令和元年度し尿等処理量（1市2町）

（巻末資料116P＜資料18＞）

（単位：kL）

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
R元	13,763	47,687	61,450

※事務委託を受けた三木町、綾川町を含めた

1市2町のし尿処理量

## 3 不法投棄の防止

### (1) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等清掃活動の実施

#### ア 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦

山間地や海岸線などの広範囲に渡る不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、地域の環境美化と環境意識の向上に努めています。

令和元年度には、5件の不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、延べ参加人数は3,100人でした。（巻末資料116P＜資料19＞）



あじ水ぎわクリーン作戦 (R1. 7. 14)



高松エアポートクリーン作戦 (R2. 1. 19)

#### イ 令和元年度瀬戸・高松広域連携中枢都市圏不法投棄対策事業の実施

《瀬戸・高松広域連携中枢都市圏クリーン作戦実施内容》

実施件数 6件

延べ参加人員 約4,400人

総回収量 29.6 t

(小豆島町、土庄町、さぬき市、東かがわ市の4市町で実施。なお、綾川町については、高松市エアポートクリーン作戦（拡充）に含む。)

#### (2) 不法投棄防止パトロールの実施

毎週2～3回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的に実施しています。令和元年度においては、職員による定期監視パトロールを平日119回、休日12回実施しました。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い、不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めています。

#### (3) 不法投棄防止監視カメラの設置

特に不法投棄が多くみられる箇所（27箇所）に監視カメラを設置するとともに、監視表示エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っています。



#### (4) 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄

家電4品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、リサイクル料金を負担してメーカー指定引取場所へ搬入していますが、リサイクル料金を購入時に納めるような制度に改めるよう国に要望しています。  
(巻末資料116P <資料20>)

#### 家電4品目の不法投棄収集の実績

(単位:台)

品 目	R1
テ レ ビ	52
エ ア コ ン	3
冷蔵庫・冷凍庫	14
洗濯機・衣類乾燥機	8
合 計	77

**(5) 空き地の適正管理**

宅地造成地等の空き地に雑草が繁茂すると、ごみの不法投棄、害虫の発生、火災、花粉症等の原因となるおそれがあるため、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例 第6条(清潔の保持)中の、「土地又は建物及び周辺の清掃を行う等清潔を保つよう、また、みだりに廃棄物を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない」旨の規定に基づき、空き地の管理者等に対し、空き地の除草等、適正な管理について口頭又は書面で協力依頼をしています。(巻末資料116P<資料21>)

令和元年度空き地の適正管理処理件数 99件

**(6) 苦情処理件数**

市民からの不法投棄の苦情には、捨てられた廃棄物から投棄者を調査し、悪質な場合には警察等の関係機関と協力して指導しています。野外焼却の苦情に対しては、ごみの自家焼却は行わず、業者委託や分別して定期収集に出すなどの適正処理を行うよう指導しています。(巻末資料116P<資料22>)

苦情件数

区分／年 度	R1
不法投棄	182
野外焼却	342
合 計	524

**(7) 海ごみ対策事業の推進**

私たちが暮らす瀬戸内海を「豊かな海」「美しい海」として保全・再生するため、香川県をはじめ、環境省、本市を含む県内全8市9町並びに民間関係団体などを構成団体とした、香川県海ごみ対策推進協議会を平成25年5月24日に設置し、全国でも初の試みとして、海域・陸域が一体となった海底堆積ごみの回収・処理を行うなど、海ごみ対策を推進しています。令和元年度は、瀬戸内漁協、下笠居漁協の協力を得て、合計3,670kgの海底堆積ごみを回収し、処理を行いました。

平成26年度からは、香川県海ごみ対策推進協議会主催の「県内一斉海ごみクリーン作戦」を、高松クリーンデー“たかまつきれいいでー”と合同で開催しています。

漁協別市処理重量（令和元年度） (単位：kg)

区分	瀬戸内漁協	下笠居漁協		合計 高松漁港
	高松漁港	亀水漁港	小坂	
可燃ごみ	0	0	0	0
不燃ごみ	1,370	1,390	910	3,670
合計	1,370	1,390	910	3,670

**(8) 環境意識の啓発**

廃棄物の適正処理について、許可業者を対象とする講習会やホームページ、広報紙を通じて、事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに、地元住民・各種団体と連携し、不法投棄の防止に取り組んでいます。

## 第3節 水循環の推進

### 1 水問題の現状

#### (1) 概要

本市は水資源に恵まれない状況にあることから、香川用水への依存度が高くなりざるを得ない状況にありますが、香川用水の水源である早明浦ダムにおいても、近年、少雨化傾向の影響を受けて香川用水の取水制限が課せられることが多くなり、自己処理水源の不安定性と相まって、結果的に渇水が頻発する状況にあります。また、「水」の大量使用を前提とした生活様式となっていることから、時間給水などが実施された場合など、渇水に対する脆弱性が高くなっていることが考えられます。

そのため、香川県広域水道企業団高松事務所において、新たな水源の開発や地下水の利用など自己処理水源を多様化することにより、安定的な供給システムの構築が図られています。そして、「水」は限られた資源であるとの認識のもとに、渇水状況に入ったとしてもそれに対する抵抗力のある渇水に強いまちづくりを目指し、節水型都市を進展させていく必要があります。

また、新たに水を循環するものとしてとらえ、その健全化に向け、より一層水を大切にするとともに、環境面への配慮や水辺空間の創造などに取り組むことも大切です。

#### (2) 水環境基本計画の策定

本市では、「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を平成22年9月に制定し、この条例に基づき、平成23年3月に「高松市水環境基本計画」を策定しました。計画期間は、平成23年度から令和12年度までの20年間で、持続可能な水環境の形成に向けた、5つの基本方針などを定めています。さらに、この計画を総合的かつ効果的に進行管理するため、具体的な取組や取組目標を定めた「高松市水環境基本計画実施計画（第1期（平成23～27年度）、第2期（平成28～令和元年度））」を策定し、環境問題庁内連絡会議等において、点検・評価することとしています。



### 2 節水意識の啓発

#### (1) 節水意識の啓発等

広報紙等による節水啓発を行うとともに、水源地域との交流事業、水源地域のボランティア清掃を行っています。また、節水型街づくり推進協議会に参画し、小学生用節水副読本の配布など、節水意識の普及・高揚を図っています。



水源地域との交流物産市

## (2) 「我が家の水がめづくり」の周知・啓発

節水に関する事業や啓発活動を総称して「我が家の中がめづくり」とし、この取組の一環として、「水環境親子バスツアー」や「水源地域との交流物産市」を開催するなど、未来に使える水を、市民及び事業所が「つくる」取組を推進しています。また、節水キャラクター「タメット」を活用し、節水啓発に努めています。



高松市節水キャラクター  
「タメット」

## (3) 「巧水スタイル推進チーム」への参加活動

巧水スタイル推進チームとは、「水を賢く使う社会」を実現させるため、「巧水スタイル」をキーワードに、国の主導のもと、産官学が連携して、平成23年5月に発足したチームで、水を大切にする意識の向上を図るとともに、節水機器・節水型ライフスタイル普及に向けた取組を積極的に推進しています。

本市は、この巧水スタイル推進チームに自治体として参加し、広報媒体を活用するとともに、水に関するイベントなどの機会を捉え、市民等に積極的な周知を行い、家庭等における節水型ライフスタイル普及促進に努めています。

## (4) 大規模建築物の節水・循環型水利用計画による指導等の実施

節水・循環型水利用を推進するため「高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱」（平成11年8月施行）を定め、延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上の大規模建築物を建築する者に「節水・循環型水利用計画書」の提出を求めています。（巻末資料117P<資料23>）

令和元年度提出件数 6件

# 3 水の循環利用の推進

## (1) 雨水貯留施設の整備

水資源の原点とも言える雨水を雑用水源などに有効活用するとともに、都市型浸水の抑制の一助とするため、雨水利用を推進しており、衛生センターを始め、福岡町プール、ふれあい福祉センター勝賀、コミュニティセンター（5館）などの公共施設においてトイレ用水等へ利用するとともに、小・中学校、保育所、幼稚園などに小規模な雨水貯留施設を設置し、散水利用と地域住民へのPRを図っています。

## (2) 再生水利用下水道事業の推進

下水処理水の有効利用を図るため、昭和62年度に「下水処理水循環利用モデル事業」として、福岡下水処理場に再生処理施設（日量500m<sup>3</sup>）を建設し、平成6年4月から周辺公共施設等へ雑用水の供給を行ってきました（13年の福岡下水処理場の廃止に伴い、再生水利用下水道事業に統合）。

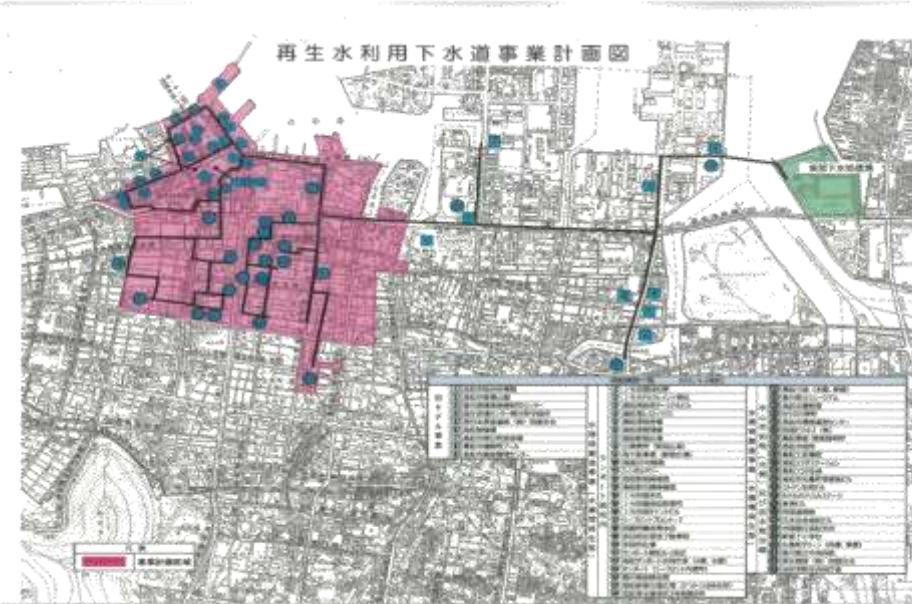
また、牟礼浄化苑では、平成4年度に国の指定を受け事業着手し、平成6年4月に日量2,100m<sup>3</sup>の供給を開始しました。

さらに、平成6年の渇水を契機に、節水型都市づくりを推進するため、平成8年度に「再生水利用下水道事業」として、国の事業認証を受け、東部下水処理場における再生処理施設（日量1,400m<sup>3</sup>）の建設及びサンポート高松への再生水管の整備を進め、平成13年4月に東部下水処理場の再生処理施設から再生水の供給を開始しました。

また、平成12年度には高松市中心市街地（北側）145haについて、事業認可を受け、さらに平成16

年度には4.4haの計画区域拡大の事業認可変更を行いました。

令和2年3月末現在、下水処理水循環モデル事業による施設を含め、JR高松駅など64施設に再生水を送水しており、今後は、健全経営を確立するため、原則として現行の供給区域内での再生水利用の促進を図り、収益の向上に努めていくこととしています。



#### 既供給施設（令和2年3月末現在）

- ・福岡ポンプ場周辺施設 高松市総合体育館など9施設
- ・サンポート高松内 JR高松駅、JRホテルクレメント高松など26施設
- ・中心市街地 高松三越、高松北警察署など23施設
- ・牟礼町 高松北高等学校など6施設

#### 東部下水処理場再生処理施設フローシート



### (3) 雨水利用促進助成制度

雨水の貯留施設を整備する市民・事業所に対する助成を平成9年度から行い、雨水利用を促進しています。



#### 【制度の概要】

##### ア 対象者

高松市内の自己の管理する土地又は建物において、雨水の貯留及び活用のための施設・設備を整備する者  
(ただし、公共団体を除く。)

**小規模貯留施設(雨水貯留施設)**

##### イ 助成対象と助成額

施設・設備名	内 容	助 成 額	助成限度額
小 規 模 貯 留 施 設	0.1m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 未満の雨水貯留施設。ただし、市販品に限る。	本体費用に8／10を乗じた額	4万円 (1,000円未満の端数は、切り捨て)
中・大 規 模 貯 留 施 設	1m <sup>3</sup> 以上の雨水貯留施設。ただし、雨水利用のための設備(配管、ポンプ等)の整備が条件。	次のア・イにより算出した助成額のいずれか少ない額 ア. 有効貯水容量1m <sup>3</sup> につき4万円を乗じた額 イ. 整備に要した費用に2／3を乗じた額	100万円 (1,000円未満の端数は、切り捨て)

##### ウ 助成件数(令和2年3月31日現在)

- (ア) 小規模貯留施設 1,096件(累計)
- (イ) 中・大規模貯留施設 118件(累計)

### (4) 净化槽の雨水貯留施設改造助成制度

平成9年から「高松市浄化槽の雨水貯留施設改造助成金交付要綱」を定め、高松市公共下水道を使用することにより不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する者に対し、その費用の一部を助成し、節水型都市づくりを推進しています。

##### ア 助成金の額

改造工事に要した費用の額の8／10を助成(上限12万円、1,000円未満の端数は、切り捨て)

##### イ 助成件数(令和2年3月31日現在)

762件(累計)

### (5) 雨水浸透施設設置に関する助成による雨水利用の促進

水循環を促進し、地下水の涵養を図るために、本市の施設整備において、透水性歩道舗装や、市営住宅でのインターロッキング舗装、雨水浸透ます設置、底打ちをしない河川水路改良などを取り入れています。

また、平成15年8月1日から、水路や下水道施設などへの水の一極集中による弊害を緩和し、自然な水環境の回復を進めるために、「雨水浸透施設設置費の助成金制度」を設けています。

### 【雨水浸透施設設置費助成制度の概要】

#### ア 対象者

高松市内において自己が所有する土地に、雨水浸透施設を設置する者（国及び地方公共団体を除く。）

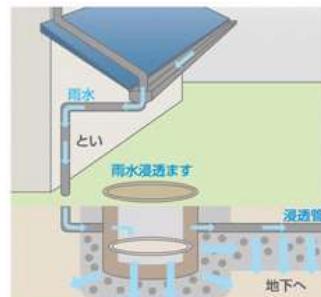
#### イ 助成対象と助成額

雨水浸透ます		雨水浸透トレーンチ（浸透管）	
内 径	1基当たり（円）	有孔管の内径	有孔管1m当たり（円）
150mm以下	5,000	75mm以下	4,000
150mmを超える200mm以下	7,000	75mmを超える100mm以下	5,000
200mmを超える250mm以下	10,000	100mmを超える150mm以下	6,000
250mmを超える300mm以下	11,000	150mmを超える200mm以下	9,000
300mmを超える350mm以下	18,000	200mmを超えるもの	11,000
350mmを超える400mm以下	21,000		
400mmを超えるもの	40,000		

- ※ 雨水浸透ますの助成対象基数は4基まで。ただし、高松市節水・循環型水利用の推進に関する要綱に基づく水利用計画書を提出する施設については、この限りではない。
- ※ 雨水浸透施設の設置工事に要した費用の2／3の額（1,000円未満の端数は、切り捨て）、又は上記助成額のいづれか少ない額を助成額とする。

#### ウ 助成件数（令和2年3月31日現在）

	H15～30	R1	計
雨水浸透ます（基）	20	2	22
雨水浸透トレーンチ（m）	83	0	83
申請件数（件）	5	1	6



#### (6) 透水性舗装の整備の推進

市街地の歩道を透水性舗装にすることで、雨水を地中に浸透させ、雨水の流出抑制や地下水の涵養、街路樹の育成を図るなど、高松市水環境基本計画に基づき、計画的に事業を推進しています。

令和元年度までの整備実績 58,601m<sup>2</sup>

## 第4節 香川県広域水道企業団

### 1 水道事業等の広域化

#### (1) 香川県広域水道企業団の発足

香川県内の水道事業は、人口減少に伴う水道料金収入の減少が見込まれる一方で、老朽化した施設の更新や耐震化に膨大な費用が必要であるなど、全国的に共通する課題に加え、渇水への対応や離島への給水など地域特有の課題も有しており、市町ごとに運営している水道事業が単独で対応するには限界がありました。

これらの課題を解決し、将来にわたって安全な水道水を安定して供給できるよう、直島町を除く県内8市8町と香川県では、平成23年から水道事業等の広域化に向けた協議・検討を進めてきました。

その後、平成29年11月には、水道事業の新たな運営母体となる香川県広域水道企業団が発足し、平成30年4月からは、同企業団が直島町を除く県内8市8町と香川県の水道事業等を承継し、水道事業の運営を行っています。

#### (2) 運営体制の効率化

香川県広域水道企業団は、全体の管理・統括を行う「本部」と、各市町に設置している「事務所」により運営していましたが、経営の効率化やサービス水準の統一を目的として、令和2年度から16事務所を5つのブロック統括センターに統合する予定です。本市域を管轄する高松事務所も、三木町を管轄する三木事務所及び綾川町を管轄する綾川事務所と統合し、新たに高松ブロック統括センターが設置されます。

ブロック統括センターの設置に合わせて、事務所毎に異なっているメーター検針や料金請求の間隔、支払い方法などが統一され、今後は、料金体系の統一など、更なる経営の効率化に向けた取り組みが行われます。

施設整備の面では、広域水道施設整備事業や経年施設更新事業を着実に実施していきます。広域水道整備は水道施設等の維持・管理・運営等の効率化により、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設を整備します。また経年施設更新整備では、更新需要のピーク時期や規模を踏まえ、施設区分ごとの状況を踏まえた更新基準を設定し、重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業を行います。

## 2 水道の需給状況

### (1) 水道事業の現況（高松事務所：高松市域）

#### ア 年間配水量及び有収水量等

年 度 項 目	令和元年度	平成30年度
給 水 人 口	414,194人	414,936人
給 水 世 蒂 数	187,756世蒂	185,820世蒂
普 及 率	99.4%	99.4%
年 間 配 水 量	49,282,663m <sup>3</sup>	49,403,311m <sup>3</sup>
1 日 最 大 配 水 量	143,101m <sup>3</sup>	147,809m <sup>3</sup>
1 日 平 均 配 水 量	134,652m <sup>3</sup>	135,352m <sup>3</sup>
年 間 有 収 水 量	45,504,768m <sup>3</sup>	45,794,323m <sup>3</sup>
有 収 率	92.3%	92.7%

※有収水量とは、水道料金徴収の対象となった水量のこと。

#### イ 用途別有収水量

区 分 種 別	令和元年度		平成30年度		
	有収水量 (m <sup>3</sup> )	構成比 (%)	有収水量 (m <sup>3</sup> )	構成比 (%)	
専 用	一般用	38,875,098	85.4	39,104,042	85.4
	湯屋用	91,553	0.2	98,718	0.2
	特殊用	89,873	0.2	102,561	0.2
連 用	一般用	6,446,157	14.2	6,487,683	14.2
	その他	2,087	0.0	1,319	0.0
	合 計	45,504,768	100.0	45,794,323	100.0

#### ウ 净水場別施設能力（令和元年度：高松市域供給）

净 水 場	所管事務所	1日最大給水能力 (m <sup>3</sup> ／日)	水 源
御殿浄水場	高松事務所	27,000m <sup>3</sup>	御殿貯水池、香東川伏流水、本津川表流水
浅野浄水場	高松事務所	40,300m <sup>3</sup>	香東川表流水、内場ダム放流水
川添浄水場	高松事務所	30,000m <sup>3</sup>	春日川表流水、新川伏流水
後川浄水場	高松事務所	1,520m <sup>3</sup>	後川表流水
一ツ内浄水場	高松事務所	424m <sup>3</sup>	物井川砂防ダム
綾川浄水場	府中事務所	41,400m <sup>3</sup>	香川用水
東部浄水場	府中事務所	98,700m <sup>3</sup>	香川用水
合 計		239,344m <sup>3</sup>	

## (2) 水道需給の動向

本市域の水道水源は、その約 45%を内場ダムや香東川、春日川、新川などの自己処理水源で賄い、残りの約 55%を香川用水に依存しています。

平常時においては需要量を十分満たす供給能力を確保していますが、平成 17 年度の近隣 6 町との合併により香川用水への依存度が高まった現状では、渇水時に香川用水の大幅な取水制限が行われると供給能力に不足をきたすため、渇水時の節水方策や既存水源の安定化、渇水時用の水源確保が必要です。その一方で、長期的な水道需要については、社会的・経済的な要因はあるものの、節水機器の普及のほか、少子・高齢化の進展による行政区域内人口（給水人口）の減少などで、需要量は年々減少すると予測されます。（巻末資料 117 P <資料 24>）

慢性的な水不足に見舞われている本市域においては、長期的な水道需給の予測を踏まえ、新たな自己処理水源を確保するとともに、水道事業広域化のメリットである市町の枠を超えた柔軟な水運用により、渇水時の供給能力不足を補う必要があります。また、雨水や再生水の利用など、水を有効利用する節水・循環型社会の形成が求められています。

## 3 自己処理水源の確保への取組

### (1) 桧川ダム建設事業の推進

香川県との共同施行で、高松市塩江町に多目的ダムである桧川ダムを建設中です。事業主体は、香川県であり、全体事業費のうち 16.1%を高松市の水道事業費として負担しています。平成 30 年 3 月に定礎式を行いコンクリート打設をしており、令和 3 年度の完成に向けて工事を進めております。令和元年度の全体事業費は 6,564,000 千円であり、水道負担金は 1,056,804 千円となっています。

### (2) 地下水源の調査・開発

奥の池及び周辺井戸水運用計画に基づき、地下水源の開発を行っており、特に深井戸からの取水を優先的に進めています。

平成 27 年 7 月に、深井戸水の前処理施設である除鉄・除マンガン施設築造工事、奥の池取水及び除鉄・除マンガン施設電気設備工事及び導水管布設工事が完成し、深井戸水（3,000 m<sup>3</sup>/日）を御殿貯水池及び御殿浄水場に導水できるようになりました。